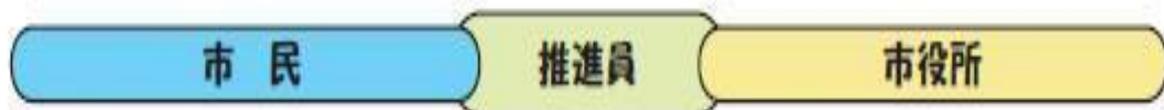


# 環境保全推進員 手引書

【令和4年度】



 那珂川市

# 目次



|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 環境保全推進員の役割            | 1  |
| 2. 業務内容                  | 3  |
| 3. 業務に関連する情報             |    |
| 1) ごみの出し方                | 4  |
| 2) し尿の処理方法               | 11 |
| 3) 不法投棄を発見した場合           | 12 |
| 4) 地域清掃活動の実施             | 13 |
| 5) 地域集団回収                | 14 |
| 6) 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度       | 15 |
| 7) クリーンパートナー制度           | 15 |
| 8) 海洋プラスチック問題            | 16 |
| 9) 空き地関係（雑草）             | 18 |
| 10) 野外焼却の禁止              | 19 |
| 11) 犬、猫の正しい飼い方           | 21 |
| 12) まちなこ活動支援             | 23 |
| 13) 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度 | 26 |
| 14) 猫の忌避方法               | 28 |
| 15) 犬、猫等の死体処理            | 29 |
| 16) ヘビを見かけたときの対応         | 29 |
| 17) ハト・カラス等の駆除           | 30 |
| 18) 傷ついた野生動物の保護          | 32 |
| 19) 蜂の苦情                 | 34 |
| 20) 特定外来生物               | 34 |
| (1) セアカゴケグモ              | 35 |
| (2) ヒアリ                  | 37 |
| (3) アライグマ                | 38 |
| (4) オオキンケイギク             | 38 |
| (5) ケシの花                 | 40 |
| 21) その他                  |    |
| (1) はみ出し樹木               | 42 |
| (2) 河川の清掃活動              | 43 |
| 4. 那珂川市環境基本条例            | 44 |
| 5. 環境保全推進員設置規則           | 49 |
| 6. 那珂川市市民憲章              | 50 |

# 那珂川市環境保全推進員の役割

那珂川市では、良好な生活環境を保全するために、「環境に配慮した循環型のまちづくり」を推進しています。

本市では、地域と市のパイプ役として、また、地域環境保全に係る推進役として環境保全推進員を設置しています。

環境保全推進員の役割は、市(環境課)、行政区(自治会)、環境保全活動を行う地域住民の皆さんが協働、連携しながら、持続可能な循環型のまちづくりを進めていくため、環境美化活動、廃棄物の減量・リサイクルの推進、ペットのマナーアップ向上、不法投棄の防止などの活動を地域に広め、推進していただくことです。

## 環境保全推進員に地域で実施していただきたい事項

### (1) 地域の環境美化活動の推進に関すること。

#### ① 環境美化活動の推進。

《具体例》

- 地域清掃活動への参加協力を呼びかける。(働きかけ)
- 花いっぱい運動の参加協力を呼びかける。(働きかけ)

#### ② 地域における有害環境情報の市への提供

《具体例》

- 雑草が生い茂った空き地や空き家に関する情報提供を行う。
- 特定外来生物(オオキンケイギクやセアカゴケグモなど)の生息に関する情報提供を行う。



### (2) 飼い主に対するペットのマナーアップの啓発推進及び野犬の情報提供に関すること。

#### ① ペットの適正な飼養の呼びかけ(啓発)

《具体例》

- 公園などを巡回し、犬の散歩中の飼い主にフンの持ち帰りを啓発するチラシ等を配布する。
- 地権者等の了解を得て、マナーアップに関する啓発看板を設置する。

#### ② 地域における野犬等情報の市への提供

### (3) 不法投棄防止パトロールの実施に関すること。

- ① 地域の巡回パトロールを行い、不法投棄の抑止に努める。
- ② 不法投棄発見時の情報提供
- ③ 不法投棄が多い場所に地権者等の了解を得て、不法投棄防止看板を設置する。



### (4) 地域の古紙等集団回収及びリサイクル活動の推進に関すること。

- ① 自治会（区）や子ども会等と協力して、地域の古紙等集団回収が安定的に実施できるように努める。

《具体例》

- 地域の住民に集団回収の利用や、回収作業への参加協力を呼びかける。（働きかけ）



### (5) 地域住民からの意見、要望等の集約及び市との連絡調整に関すること。

- ① 地域住民から環境保全に係る意見や要望を受けた場合、市に連絡し詳細を報告する。

### (6) その他環境衛生に関する普及・啓発及び地域の有害な環境情報に関すること。

- ① 市のごみの搬出方法に基づくごみの分別の周知に努める。
- ② 違法な野外焼却、悪臭、騒音、水質汚濁など、地域において公害が発生した場合、市や警察等に連絡する。

#### \*活動内容報告について

推進員としての年間の活動内容は、自治会長等を通じてまとめて報告していただきます。

#### \*活動時の事故に備えて

推進員としての活動の中で受けた損害または与えた損害については、補償保険及び賠償責任保険が適用され、保険の範囲内で補償いたします。





## 2. 業務内容



### [ 1 ] 行政機関への情報提供（地域住民の意見集約）

- ①不法投棄の目撃および不法投棄物の内容と位置等の情報
  - ②雑草の除草および樹木の伐採が必要な空き地等の情報
  - ③違法な野外焼却の発見時の通報および閉庁時の目撃情報
  - ④悪臭、騒音、水質汚濁発生時の通報および閉庁時の目撃情報
  - ⑤野犬の目撃情報および犬の飼い方の指導が必要な飼い主情報
- ※報告書(別添様式)は地元区長決裁を経て提出。



### [ 2 ] 地域における定期的な啓発物の配布

- ①ごみ搬出方法、資源回収、リサイクル等
  - ②野外焼却の禁止
  - ③ペットの飼い方および飼い主のいない犬や猫等の野生の動物との接し方
  - ④設置した啓発物（看板等）の状態を確認
- ※啓発物は、環境課へ必要数を申告し、環境課が各推進員に配布。



### [ 3 ] 地域清掃活動、資源回収等の実施

※推進員一人ではなく、地域住民及び役員とも連携。

### [ 4 ] 地域パトロールの実施（不法投棄の防止、ペットのマナーアップ啓発等）

※推進員一人ではなく、地域住民及び役員とも連携。



### 3. 業務に関連する情報

#### 【1】ごみの出し方

##### ア. ごみを出す場所

(1) 一戸建にお住まいの場合 ⇒ 家の前に出してください。

※家の前の道路が狭い場合、行き止まりになっている場合及び、収集車が通行できないところは、収集車が通る道路まで持ち出していただくことがあります。

(2) アパート・マンションにお住まいの場合 ⇒ アパート・マンションに設置されているごみ置き場に出してください。

※ごみ置き場が設置されていない場合は、家主又はアパート管理会社までお問い合わせください。

##### イ. ごみの指定袋・指定シール

ごみは、必ず市の指定ごみ袋に入れて（粗大ごみやせん定枝葉は、指定シールを貼り付けて）出してください。

※ごみに指定ごみ袋を貼り付けて、又は結び付けて出すことはできません。

#### ○市指定ごみ袋一覧表

| ごみの種類  |                | 指定袋        | 金額<br>(袋は10枚入り)              |
|--------|----------------|------------|------------------------------|
| 燃えるごみ  |                | 燃えるごみ専用袋   | (大) 390円                     |
|        |                |            | (中) 260円                     |
|        |                |            | (小) 130円                     |
| 燃えないごみ |                | 燃えないごみ専用袋  | (大) 390円                     |
|        |                |            | (中) 260円                     |
|        |                |            | (小) 130円                     |
| 再資源化物  | かん類・びん類        | 再資源化物専用袋   | (大) 315円                     |
|        | ペットボトル類        |            | (中) 210円                     |
|        | 容器包装<br>プラスチック |            |                              |
| 粗大ごみ   |                | 粗大ごみ指定シール  | 500円(1枚)                     |
| せん定枝葉  |                | せん定枝葉専用シール | 350円(1枚)<br>※せん定枝葉専用袋は貸与します。 |

## ウ. 燃えるごみの出し方

収集日の日没から午後10時までには持ち出してください。

※燃えるごみ専用袋に入らない大きさの可燃物は、粗大ごみになります。

### ○出せる物

- ・ 生ごみ

※水を十分に切ってください。

- ・ ゴム類（長靴・ホースなど）
- ・ 皮革類（靴・ベルト・カバン・財布など）
- ・ プラスチック製品（マークがついていないもの）
- ・ 紙類、布類、繊維くず

※新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑紙や、古着・古布は、可能であれば地域の集団回収等に出してください。

- ・ ふとん、毛布、カーペット

燃えるごみ専用袋に入らない場合は、粗大ごみとして出すか、クリーン・エネ・パーク南部に自己搬入してください。



## エ. 再資源化物の出し方

収集日の日の出から午前8時30分までに持ち出してください。

### (1) かん類の出し方

- ① 出せる物・・・飲料、缶詰、ペットフードの空き缶、スプレー缶（中身を使い切って、穴をあけずに出す）など

※1斗缶や煙式殺虫剤、塗料缶・農薬用の缶などは出せません。

（中身を空にし、1斗缶は、上下を切り抜き潰して、燃えないごみとして出してください。農薬・劇薬、塗料などは処理困難物に該当しますので、処理方法を販売店等へお問い合わせください）

### (2) びん類の出し方

- ① 出せる物・・・飲料、酒類、栄養ドリンク、調味料、食べ物などのガラス製空きびん
- ② 出せない物・・・農薬・劇薬用びん、割れたびん、耐熱ガラスなど

（燃えないごみとして出してください。ただし、農薬・劇薬等は、処理困難物に該当しますので、処理方法を販売店等へお問合せください）

### (3) 容器包装プラスチックの出し方

- ① 出せる物・・・マークがついたプラスチック製容器包装

※軽く洗って、中身（異物）を取り除いてください。

※レジ袋や発砲スチロールは、マークが付いていても燃えるごみとして出してください



缶・びん・ペットボトル

### (4) ペットボトルの出し方

- ① 出せる物・・・マークがボトルのラベルについた飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトル

## ②出せない物

- ・たれ、ソースなどの調味料・油・非食品（洗剤・化粧品・医薬品）のボトル等
- ・塩ビボトルなど、他のプラスチック素材のもの
- ・切ったり、色を塗ったりしたものや汚れがひどいもの

### 《出すまでの手順》

1. ふた（キャップ）をはずしてください。  
※プラスチック製のふたは容器包装プラスチック、金属製のふたは燃えないごみとして出してください。口のプラスチック部分等を外す必要はありません。
2. 中が汚れている場合は、軽くすすいでください（中身の腐敗や悪臭を防ぎます）
3. 外側のラベルをはがしてください。はがせないときは、そのままお出しください。  
※プラスチック製のラベルは容器包装プラスチック、紙製のラベルは燃えるごみとして出してください。
4. 横につぶしてください。
5. 再資源化物袋に入れて出してください。

## オ. 粗大ごみの出し方

### （1）粗大ごみとは

粗大ごみは、市の指定ごみ袋に入らない大きさで、一辺の長さが2m以下、重量50kg以下の物です。

※指定ごみ袋に入る物は、

「燃えるごみ」や「燃えないごみ」として出せます。

ただし、袋が破れるような大きさ、重さ（5kg以上）のものは粗大ごみになります。



### （2）粗大ごみの出し方

#### ① 粗大ごみ予約センターに電話してください。

※収集日の7日前までに電話してください。

※収集日の7日前に予約センターが休みの場合、予約締切日は直前の営業日になります。

※予約をしていない粗大ごみは、粗大ごみ指定シールを貼られていても収集しません。

・電話番号 092-952-4402

・受付時間 9:00~17:00

・休 み 土曜日・日曜日・祝日

年末年始（12月29日~1月3日）

・受付番号、収集日、持ち出し場所、粗大ごみ指定シールの貼付枚数を受付時にお知らせします。

#### ② 粗大ごみ指定シールを市内の販売店で購入してください。

・シールは1枚500円です。

#### ③ シールに受付番号を必ず記入し、指定された枚数を粗大ごみのよく見えるところに貼ってください。

④ 収集日の午前8時30分までに、指定された場所に出してください。

※道路の通行に支障がないように搬出してください。指定された場所までごみを出すことが難しい場合は、エコピア・なかがわにご相談ください。

※家庭から出される不燃性の粗大ごみを自分でごみ処理施設（エコピア・なかがわ）まで自己搬入する場合、処理手数料は10kgにつき140円が必要です。

※家電リサイクル法対象製品（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）は、収集できません。

カ. 燃えないごみの出し方

収集日の日の出から午前8時30分までに持ち出してください。

○出せる物

- ・ガラス類…耐熱ガラス、ガラス製の食器類など
- ・刃物、割れ物…包丁、割れたピン、電球、割れた蛍光灯など  
※新聞紙などで包み、「危険」と表示してください。
- ・陶磁器類…食器類、植木鉢・花瓶など
- ・金属類…鍋、やかん、フライパン、かさ、電気コード、菓子缶など
- ・家電リサイクル法対象製品以外の小型家電製品…扇風機、電子レンジ、炊飯器など  
※燃えないごみ専用袋に入らない大きさの不燃物は、粗大ごみになります。

燃えるごみか、燃えないごみか区別が付き難い場合は、市役所（環境課）又はエコピア・なかがわまでご連絡ください。



キ. せん定枝葉等

(1) 出せるもの

せん定枝葉、刈草、落ち葉、竹（乾燥したもの）

※土を落とした状態で出してください。

※燃えるごみ、根株、生竹、野菜、廃木材は出せません。

(2) せん定枝葉等の出し方

① 予約センターに電話してください。

※収集日の14日前までに電話をしてください。

※収集日の14日前に予約センターが休みの場合、予約締切日は直前の営業日になります。

- ・電話番号 092-952-4402
- ・受付時間 9:00~17:00
- ・休 み 土曜日・日曜日・祝日  
年末年始（12月29日~1月3日）

・受付番号、収集日、持ち出し場所を受付時にお知らせします。

② せん定枝葉専用袋は貸し出します。1袋に入れられるせん定枝葉の量は30kgまでです。

※最大5袋まで。ご自宅まで配送もできます。

③ せん定枝葉専用シールを市内の販売店で購入してください。

・シールは1枚350円です。



- ④ シールに受付番号を必ず記入し、せん定枝葉専用袋1袋につき1枚を貼って出してください。
- ⑤ 収集日の日の出から朝8時30分までに、指定された場所に出してください。  
※道路の通行に支障がないように搬出してください。

## ク. ごみを処理施設へ自己搬入する場合

※自己搬入の場合はごみを市指定ごみ袋に入れる必要はありません。

### (1) 燃えるごみ…クリーン・エネ・パーク南部（福岡都市圏南部環境事業組合）

春日市大字下白水104-5

- ・受付時間 8:30~16:00
- ・休み 日曜日・1月1日~1月3日  
他に、機械の点検修理などにより搬入できない日があります。
- ・処理手数料 10kgにつき140円

#### 《持ち込む方法》

クリーン・エネ・パーク南部（自己搬入ごみ事前受付センター）

※搬入したい日の2週間前から搬入時間の30分前までに予約してください。

なお、自己搬入は16時で終了するため、当日に搬入ができないこともあります。

電話番号受付・・・092-433-8234

受付時間 月曜日から土曜日の8時30分から16時まで

インターネット受付・・・アドレス <http://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>

受付時間 年中24時間受付（当日分は14時30分まで）

- ※持ち込めないごみ
- ・燃えないごみ
  - ・産業廃棄物
  - ・動物の死体
  - ・爆発物
  - ・毒物
  - ・劇物
  - ・農薬
  - ・殺虫剤
  - ・塗料
  - ・シンナー
  - ・車の廃油など

### (2) 燃えないごみ・再資源化物…エコピア・なかがわ

那珂川市大字安徳61番地18 電話番号 092-951-1101

- ・受付時間 平日及び毎月第2・第4日曜日  
9:00~12:00、13:00~16:00
- ・休み 土曜日・日曜日（第2・第4日曜日を除く）・祝日  
12月29日~1月3日
- ・処理手数料 10kgにつき140円

### (3) せん定枝葉等

那珂川クリーン環境(株)へ電話で予約してください。

那珂川市大字上梶原847番 電話番号 092-952-1525

- ・受付時間 月曜日~土曜日 9:00~17:00
- ・休み 日曜日、祝日・休日、8月13日~8月16日、12月29日~1月5日  
※暦の都合上、変更になる場合がございます。令和4年は8月13日~8月16日です。
- ・処理手数料 10kgにつき140円

ケ. 市の許可業者に収集を依頼する場合

ごみの収集許可業者・・・(株)那珂川開発 電話番号 092-952-9003

コ. 市では処理できないもの(処理困難物)

(1) 家電リサイクル法対象製品

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

①過去に購入した小売店に引き取ってもらう。

※小売店が廃業などで存在しない、引っ越しで購入先が遠方になった場合などは、最寄りの電器店へお問い合わせください。

②買い換える場合は、購入する小売店に引き取ってもらう。

※処分するときは、リサイクル料金及び収集運搬料金(小売店によって異なります)が必要になります。

③引き取り先がない場合

家電リサイクル券を使用した指定引取場所への持ち込みでの処理となります。

詳しい処分方法や金額については、家電リサイクル券センターへご連絡ください。

家電リサイクル券センター 電話番号 0120-319-640

フリーダイヤルにつながらない場合 電話番号：03-5249-3455

(受付時間 / 9:00~18:00 休み / 日曜日・祝日)

※機種、メーカーにより、リサイクル料金が異なります。



(2) 車関係のもの(車・バイク・トラクターなどの農機具類、各種部品・オイル等)

購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。

(3) 危険物(オイル・ガソリン・農薬類・塗料類・プロパンボンベ等)

購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。



(4) その他(タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫等)

購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。

※ただし、金庫については、50 kg以下のもので、中身が確認できるものは受け入れます。

(5) 家の改修や塀の建築等で発生したごみ

建築廃材は市の施設で処理できません。

工事を依頼した業者に産業廃棄物として処理を依頼してください。また、自分で改修した場合についても工務店や専門の処理業者にお問い合わせください。

処理先がない場合については、福岡県産業資源循環協会 電話番号 092-651-0171  
にお問い合わせください。

## ごみの持ち出し日

| 行政区                                                         | 燃えるごみ      | 燃えないごみ    | かん類<br>びん類      | ペット<br>ボトル類     | 容器包装<br>プラスチック類             | 粗大<br>ごみ  | せん定<br>枝葉       |
|-------------------------------------------------------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-----------|-----------------|
| 今光区・松原区・中原区・松木区・五郎丸区・東隈区・仲区・安徳区・上梶原区・下梶原区・観晴が丘区             | 月曜日<br>木曜日 | 第2<br>月曜日 | 第1<br>第3<br>月曜日 | 第1<br>第3<br>木曜日 | 第1<br>第2<br>第3<br>第4<br>木曜日 | 第4<br>月曜日 | 第2<br>第4<br>木曜日 |
| 市ノ瀬区・埋金区・不入道区・成竹区・寺倉区・南面里区・山田区・別所区・井尻区・西畑区・西隈区・後野区・王塚台区・道善区 | 火曜日<br>金曜日 | 第2<br>火曜日 | 第1<br>第3<br>火曜日 | 第1<br>第3<br>金曜日 | 第1<br>第2<br>第3<br>第4<br>金曜日 | 第4<br>火曜日 | 第2<br>第4<br>金曜日 |
| 片縄全域、恵子区                                                    | 日曜日<br>水曜日 | 第2<br>水曜日 | 第1<br>第3<br>水曜日 | 第1<br>第3<br>土曜日 | 第1<br>第2<br>第3<br>第4<br>土曜日 | 第4<br>水曜日 | 第2<br>第4<br>水曜日 |

※次の日はごみを収集しません。次回の持ち出し日に出してください。

12月31日、1月1日、1月2日、1月3日（ただし、1月3日の可燃物からは回収します。）

※その他紙類・白色トレイ・紙パック・乾電池・蛍光灯は、公共施設や公民館に設置している回収ボックスに出してください。（ただし、上記同様、12月31日から1月3日は収集しません。）



※当手引書に加え、ごみ出しカレンダーも併せてご覧ください。

## 【2】し尿の処理方法

### 1. し尿のくみ取り

くみ取りは申し込みが必要です。し尿収集業者へ申し込んでください。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 業 者 名   | (有) 那珂川事業センター   |
| 所 在 地   | 那珂川市下梶原1丁目10-26 |
| 電 話 番 号 | 092-952-2439    |

○次のような場合は必ずし尿収集業者へ連絡してください。

- ・転居による解約、人員変更、水洗便所に切り替えて、くみ取りが不用になったとき、改築などにより便槽の種類を変更したとき

し尿の収集料金は下記のとおりです。

なお、料金の徴収はし尿収集業者が毎月のし尿収集時に行います。

### し尿料金表

(平成14年4月1日施行) 税抜き

|                      | 一 般 家 庭                                                             |                                               | 一般家庭以外                                        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1. 人头制料金<br>(乳幼児を含む) | 普通便槽                                                                | 1ヵ月1人につき490円                                  | 18リットル<br>当たり265円<br>※18リットル<br>未满是18リットルとみなす |
|                      | 無臭便槽                                                                | 1ヵ月1人につき583円                                  |                                               |
| 2. 従量制料金             | ○簡易水洗便槽<br>○来客、泊り客の多い所の便槽<br>○雨水、わき水、手洗い水が流れ込む便槽<br>○その他人頭制で算出困難な便槽 | 18リットル当たり<br>260円<br>※18リットル未满是<br>18リットルとみなす |                                               |
| 3. 臨時料金              | 計画収集日以外の<br>し尿収集                                                    | 18リットル当たり530円<br>※ 18リットル未满是18リットルとみなす        |                                               |
| 4. ホース料金             | 収集車から便槽までの距離が40メートルを超える場合、20メートル増すごとに200円加算する。                      |                                               |                                               |
| 5. 2ヵ所以上の便槽          | 便槽が2ヵ所以上ある場合、1ヵ所を超えた便槽ごとに400円加算する。                                  |                                               |                                               |

※し尿収集は毎月1回が原則です。定期収集日以外に依頼されますと、臨時料金になります。

### 2. 浄化槽の清掃

浄化槽は適正な維持管理がなされていないと、蚊やハエの発生、汚水の流出、悪臭発生の原因となります。

設置者は浄化槽保守点検業者に定期的な保守点検を依頼し行うとともに、毎年1回以上の清掃を行うことが義務づけられています。浄化槽清掃業者に依頼して清掃を行なってください。また、浄化槽を水洗便所へ切り替えるときの汚い搬出も浄化槽清掃業者に依頼してください。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 業 者 名   | (有) 筑紫環境開発      |
| 所 在 地   | 那珂川市下梶原1丁目10-22 |
| 電 話 番 号 | 092-952-7221    |



### 【3】不法投棄を発見した場合

不法投棄は犯罪であり、違反者には5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科せられます。本市では、市職員等による不法投棄監視パトロール、夜間パトロールを実施しています。また、地域の区長さん等に地域監視のお願いをしています。もし不法投棄を見かけたら、次の内容を確認して通報してください。なお、通報者の氏名の公表はいたしません。

- ① 不法投棄の日時
- ② 不法投棄の場所
- ③ 不法投棄の種類と量
- ④ 投棄者、車両ナンバー、会社名・商店名など

(連絡先)

警察 110番

那珂川市役所 環境課(内線 183・186) 電話番号 092-953-2211

春日警察署 電話番号 092-580-0110

筑紫保健福祉環境事務所(環境指導課) 電話番号 092-513-5612

福岡県庁(環境部監視指導課) 電話番号 092-643-3395

※土地の管理者は法律により清潔保持の義務があります。管理者(占有者)は、立て札、柵など不法投棄防止対策を講じるとともに、不法投棄ごみの除去を行い清潔の保持に努めてください。

#### ※参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する



## 【4】地域清掃活動の実施

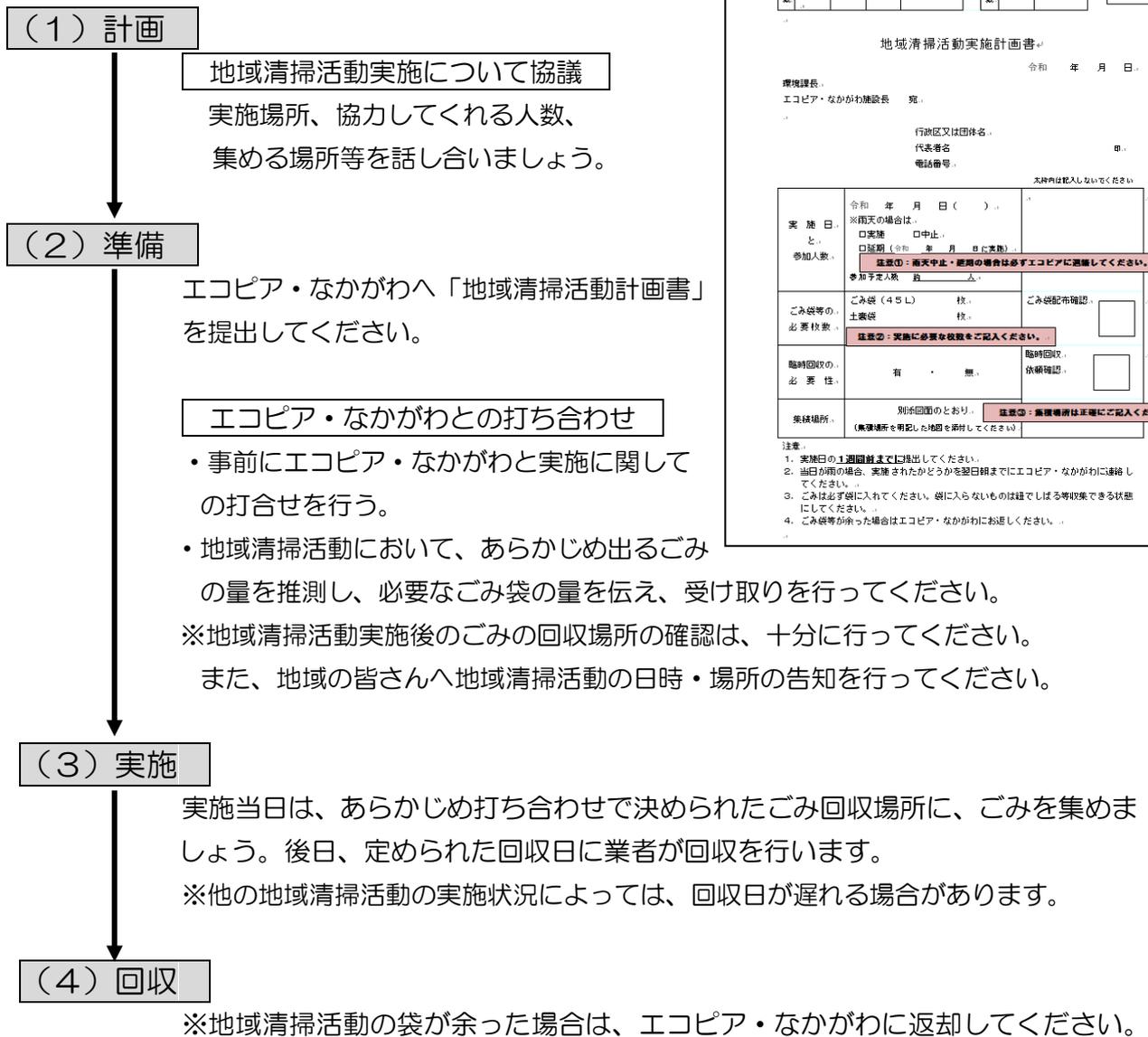
(1) 市では、婦人会、子ども会育成会、PTA、シニアクラブなど地域的な活動団体にも機会あるごとにお願ひし、清掃思想の普及高揚に努め、自治会で実施される環境美化活動を支援しています。

- 自治会清掃活動で回収されたごみは、可燃、不燃、再資源化物にきちんと分別してください。

(2) ボランティア清掃用ごみ袋の配付

- 市では、ボランティア清掃活動に必要なごみ袋、土のう袋を無償でお渡ししています。

### 《地域清掃活動の流れ》



【見本】

|   |    |     |    |    |   |     |    |     |
|---|----|-----|----|----|---|-----|----|-----|
| 決 | 原長 | 副原長 | 係長 | 担長 | 決 | 副担長 | 担長 | 受付印 |
| 禁 |    |     |    |    | 禁 |     |    |     |

地域清掃活動実施計画書

令和 年 月 日

環境課長  
エコピア・なかがわ施設長 宛

行政区又は団体名  
代表者名  
電話番号

※封筒は記入しないでください

|                  |                                                                                                                  |                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 実施日<br>と<br>参加人数 | 令和 年 月 日 ( )                                                                                                     |                                          |
|                  | ※雨天の場合は、<br><input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 中止<br><input type="checkbox"/> 延期 (令和 年 月 日に実施) |                                          |
|                  | 注意①: 雨天中止・延期の場合は必ずエコピアに連絡してください。                                                                                 |                                          |
| ごみ袋等の<br>必要枚数    | ごみ袋 (45L) 枚<br>土嚢袋 枚                                                                                             | ごみ袋配布確認<br><input type="checkbox"/>      |
|                  | 注意②: 実施に必要な枚数をご記入ください。                                                                                           |                                          |
| 臨時回収の<br>必要性     | 有 無                                                                                                              | 臨時回収<br>依頼確認<br><input type="checkbox"/> |
| 集積場所             | 別添図面のとおり<br>(集積場所を明記した地図を添付してください)                                                                               | 注意③: 集積場所は正確にご記入ください。                    |

注意

1. 実施日の1週間前までに提出してください。
2. 当日が雨の場合、実施されたかどうかを翌日朝までにエコピア・なかがわに連絡してください。
3. ごみは必ず袋に入れてください。袋に入らないものは紐でしばる等収集できる状態にしてください。
4. ごみ袋等が余った場合はエコピア・なかがわにお返しください。

### 〈問い合わせ先〉

エコピア・なかがわ

那珂川市大字安徳61番地18

電話番号 092-951-1101

## 【5】地域集団回収

ごみとして持ち出す前に、再生利用できる新聞などの紙類や、布類を回収し、資源として有効利用を図るとともにごみの減量を行なうことは、ごみ問題の解決を図る有効な一つの手段です。次のことに留意し、地域の実情にあった資源化物の回収を進めましょう。

### (1) 回収の方法

自治会、シニアクラブ、子ども会育成会、PTA、婦人会など地域活動団体の実情にあった集団回収が望まれます。

### (2) 回収品目

紙類（新聞、雑誌、広告紙、ダンボール・紙パック・雑紙など）、布類、ビン類、アルミ缶等

### (3) 回収日と集積場所

みんなの協力が十分得られる日時と場所を決めましょう。

### (4) 実施方法

- ・実施に際しては、資源回収業者と事前に回収の日時、回収品目、買い上げ価格、集積場所などについて打ち合わせる。
- ・集積場所の表示、仕分けなどの周知をチラシ、看板、打ち合わせ会を通じて行ない、多くの人々が参加できるようにする。
- ・回収品の持ち出しは、近所の迷惑または交通の妨げにならないよう整理、整頓して行なう。

### (5) 回収日の仕事

- ・回収車を集積場所に案内し検量に立ち会う。
- ・各集積場所には、各家庭からの有価物の持ち出し時から検量後回収車に積込みが完了するまで必ず係の人を配置して、検量の確認と数量の記録をする。
- ・なるべく大量に集める。量が少ないと回収業者の収集効率が落ち、買い上げ価格の低下にもつながります。

### (6) 代金の受渡し

- ・代金の受渡しは、実施団体と回収業者との間で行なう。
- ・代金はみんなで話し合いのうえ有効に使う。



地域団体

回収業者

### (7) 補助制度

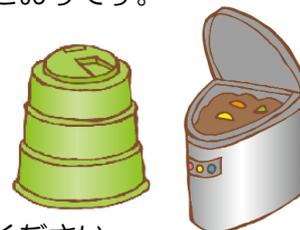
市では、平成6年度から古紙等の集団回収を行なう団体に対し補助金を交付しています。補助金の対象になるものは、古紙、（新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙）と古布です。手続き等詳しいことは環境課へ問い合わせてください。

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 補助金単価 | 6円/kg                                    |
| 奨励金   | 6回～9回まで→補助金単価+2円/kg<br>10回以上→補助金単価+3円/kg |

## 【6】生ごみ堆肥化容器等購入補助制度

家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及び電気式生ごみ処理機を購入された方への補助制度があります。なお、補助金額は下表のとおりです。

|                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 生ごみ堆肥化容器（コンポスト） | 購入代金の額の2分の1以内<br>（上限額 3,000円）  |
| 電気式生ごみ処理機       | 購入代金の額の2分の1以内<br>（上限額 15,000円） |



※制度の内容、補助申請の方法など、詳しくは環境課までお問い合わせください。

## 【7】クリーンパートナー制度

市では平成22年4月から「クリーンパートナー制度」を導入しています。「クリーンパートナー制度」とは、住民の皆さまや事業所の皆さまなどが歩道や親水公園などの一定区間の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援する制度です。

### クリーンパートナー制度の要件

1. 構成人数 5人以上(地域の仲よしメンバー、会社のメンバー、ご家族など)
2. 対象となる場所 一般道路(歩道)、河川敷など
3. 活動内容 除草、花壇のお世話、植樹、植栽、活動報告
4. 市の支援内容 活動用具の支給、活動標識(のぼり旗)の支給、標示板の設置(希望団体のみ1年以降の設置)、種苗や園芸用品代の支給、草刈り機の燃料等の支給などです。
5. お問い合わせ先 都市整備部 建設課管理担当  
 電話番号(直通) 092-408-7842 (内線番号 674)  
 電話番号(代表) 092-953-2211  
 FAX番号 092-953-4563



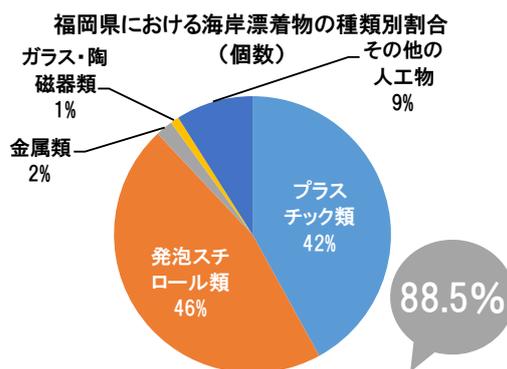
## 【8】海洋プラスチック問題



### ●海洋プラスチック問題とは...

私たちの生活はプラスチック製品で溢れています。プラスチック製品はその役目を終えると、プラスチックごみとして処分されることとなりますが、適切に処分されなかったプラスチックごみは、いずれ海へと流れ出て、海底に沈んだり、海洋中に漂流したり、海岸に漂着するなどします。

今、こうして海へ流れ出たプラスチックごみが地球環境や私たちの生活などに与える影響について、大きな問題とされており、海洋プラスチック問題として世界中で注目されています。



### プラスチック類 + 発泡スチロール類

出典:平成 22 年度福岡県海岸漂着物現状調査

### ●プラスチックごみがマイクロプラスチックになるまで...

マイクロプラスチックが発生する原因は、レジ袋やお菓子のパッケージ、たばこのフィルターなどのポイ捨てされたごみです。ポイ捨てされたごみが雨風で河川・水路へ流れ込み、やがて海へ出ます。海へ流れ出たプラスチックごみは、紫外線や波の力で微細片化し5 mm以下のプラスチックとなったものをマイクロプラスチックといいます。その他にも、洗顔料や歯磨き粉で使用されるスクラブ材などの製造された時点ですでに5 mm以下のものもマイクロプラスチックです。

### ●プラスチックごみとマイクロプラスチックが与える影響とは...

#### ○プラスチックごみ



- **海洋生物の命**が漂流ごみなどの誤飲や絡まり、海中に放置・放出された網やカゴなど、持ち主のなくなった漁具が、長期間にわたり水生生物を捕獲することで**奪われています**。
- 漂流ごみが船舶に衝突した際、スクリューや舵等を損傷し**安全運航に支障をきたします**。
- 青い海、白い砂の景観悪化や悪臭、さらにごみを踏みケガや事故が発生したり、水産物に混入する等、**観光や漁業に支障をきたします**。

#### ○マイクロプラスチック

マイクロプラスチックは、海洋中の有害物質を吸着し浮遊しています。プランクトンと同じくらいのサイズなので、小さな魚が間違えて食べ、さらに、大きな魚がその魚を食べると、有害物質が体内に堆積されます。**最終的には私たちがその魚を食べてしまうことで、濃縮された有害物質を体内に取り込む可能性があります**。



## ～～私たちにできること～～

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチック問題は、国際的な問題として、世界中で解決へ向けて様々な国際協力、取り組みが行われています。

この国際的な問題に対する最も有効な解決策の中には、私たち一人ひとりが今日からできることもあります。

### 海洋プラスチック問題の解決に向けて

#### ○ポイ捨て（不法投棄）をしない！！

ごみのポイ捨ては、不法投棄に該当し、処罰の対象となります。外出先などでごみ箱などが無い場合は、自宅に持ち帰るなどして、**適切に処分**してください。



#### ○ごみを適切に管理・処分する！！

ごみ箱やごみ捨て場に捨てたつもりでも、ごみ箱からあふれたり、指定時間以外にごみ捨て場に置くなどすると、散乱する恐れがあります。また、ポケットやカバンからうっかり落としてしまう場合でも、適切に処分されないという意味では、ポイ捨てと同じことです。**ごみを捨てる際、持ち運ぶ際には十分管理してください。**



#### ○ごみを減らす！！

私たちが、きちんとごみを捨てた後でも、最終的に処理が終わるまでの間に、どうしても処理ルートから外れてしまうごみもあります。こうしたごみを少なくするためには、ごみそのものを減らすことが重要です。そのためには、マイバッグやマイボトルを持ち歩いたり、**使い捨てプラスチック製品の使用を控える**などすることで、プラスチックごみを減らすことができます（Reduce）。また、必要に応じて使用したプラスチック製品も、その役割を終えた後は、**再利用（Reuse）**したり、**リサイクル（Recycle）**するなどし、**3R**につなげましょう。



#### ○ごみを拾う！！

マイクロプラスチックになると回収は困難ですが、マイクロプラスチックになる前であれば回収は可能です。公園に落ちているレジ袋一枚でも、これを拾うことで大量のマイクロプラスチックを回収したと同じ成果があげられます。落ちているごみを見つけたら拾いましょう。**街や河川敷、海岸などの清掃活動があれば参加してみましょ**う。



#### 〈問い合わせ先〉

市民生活部 環境課 電話番号 092-953-2211  
FAX 番号 092-953-0688

## 【9】空き地関係（雑草）

### ● 除草の目的は

空き地に繁茂した雑草が放置され管理不良状態になると、ごみの投棄、犯罪、衛生害虫、火災等の発生原因となり、かつ、市の美観、清潔な生活環境を保持することができないため、これらの空き地の環境を保全し、清潔な生活と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

#### ① 除草の必要な空地とは

現に人が使用していない、あるいは管理不良の状態にある土地の中で、家屋の集落地域に隣接する土地、またはこれに準ずる土地。

#### ② 管理不良の状態とは

雑草が繁茂することにより、ごみの投棄、犯罪、衛生害虫、火災の発生並びに近隣の生活環境をそこなう原因となる状態。

### ● 除草した後の草処理

刈り取り後、放置しておく枯草等は火災の原因となるため、次の方法などで処理してください。なお、刈り取り後の草などを空き地で焼却する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されておりますので、絶対にしないでください。

#### ○那珂川クリーン環境への持ち込み処理の場合

刈り取り後の雑草（生草・枯草）等は、那珂川クリーン環境(株)へ搬入して処理することができます。処理手数料は10kgにつき140円 ※事前に予約が必要です。

|         |                |
|---------|----------------|
| 業 者 名   | 那珂川クリーン環境      |
| 所 在 地   | 那珂川市大字上梶原847番地 |
| 電 話 番 号 | 092-952-1525   |

### ● 雑草の刈り払い業者の斡旋

那珂川市では、自分で除草ができない方について、下記の除草業者を斡旋しています。  
※費用については直接業者とご相談ください。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 業 者 名   | 大永産業            |
| 所 在 地   | 那珂川市大字下梶原89-1   |
| 電 話 番 号 | 092-953-0233    |
| 業 者 名   | (有)那珂川事業センター    |
| 所 在 地   | 那珂川市下梶原1丁目10-26 |
| 電 話 番 号 | 092-952-2439    |
| 業 者 名   | (株)若杉青松園        |
| 所 在 地   | 那珂川市大字安徳869-11  |
| 電 話 番 号 | 092-952-1118    |

## 【10】 野外焼却の禁止

野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止（一部例外を除く）されています。地面で直接あるいは穴を掘ってごみを燃やす行為のほか、ドラム缶やブロックで囲った場所、法律により定められた基準を満たしていない焼却炉などによりごみを燃やすことが野外焼却に該当します。行為者は「昔から燃やしてきたから」「自分一人くらいなら影響ないだろう」と考えてしまうようですが、「煙の臭いが家まで入ってくる」「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」などの苦情も多数寄せられています。



### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第 16 条の 2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### 【野外焼却禁止の罰則の例外規定】

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例・・・河川敷や道路側の草焼き）
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
（例・・・災害等の応急対策、火災予防訓練）
- ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例・・・正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事）
- ④ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
（例・・・落ち葉焚き、キャンプファイヤー）
- ⑤ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
（例・・・焼畑、畦の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却）

## 例外規定の注意事項

1. 農業上であっても、焼却が認められていないものがあります。
  - 廃プラスチック(苗箱など)、廃ビニール(マルチ・肥料袋など)などの廃棄物の焼却
  - 剪定枝の焼却
  - 大量の黒煙、有害ガス、ダイオキシンや悪臭が発生し、周囲の影響と与える焼却
2. 実施に関してのお願い事項
  - 周囲の住宅には声掛けや回覧などで周知する。
  - 周囲の住宅環境に配慮して、苦情が出ないように努める。
  - 苦情があった場合は、適切に対処する。

### 3. 留意事項

#### 【実施前には】

- 消防署へ事前に届け出る。(火災と紛らわしい行為の届出書)
- 風が強い日、空気が乾燥している日は、燃やさない。
- 一度に実施するので、小規模で少しずつ分けて行う。
- よく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
- 延焼防止のために速やかに消火できる水バケツ、スコップなどの消火用具を準備する。

#### 【実施中では】

- 風が強くなった場合、風向きによって周囲に影響がある場合は、中止する。
- 火が消えるまで、現場は離れない。



### <通報先>

- 火災とは紛らわしいもの  
春日・大野城・那珂川消防本部 電話番号 092-584-1191
- その他の野外焼却  
市民生活部 環境課 電話番号 092-953-2211  
春日警察署 電話番号 092-580-0110

## 【11】犬、猫の正しい飼い方

ペットブームとともに、犬や猫を飼う人が増えています。ところが、犬・猫を飼うモラルがない人も少なくありません。このため、地域や隣近所にたいへん迷惑がかかっています。愛情をもってきちんとしつけるとともに、飼い主としての義務を守り、人間とペットが快適に生活できる環境づくりを心がけましょう。

- ① 犬等を散歩させる場合は、必ず綱や鎖でつなぎましょう。
- ② 散歩中の犬・猫のふんは、必ず後始末をして持ち帰りましょう。
- ③ 犬の異常な鳴き声で隣近所に迷惑をかけないために、定期的に散歩や運動をさせましょう。
- ④ 犬を飼育する場合、所有者は法律により登録が義務付けられています。必ず守りましょう。(犬の登録は一生に1回です。住所や所有者が変われば、変更届けが必要です。)
- ⑤ 犬は毎年、狂犬病予防のための注射が義務付けされています。必ず接種しましょう。(生後91日以上)

※市では、犬や猫に関する看板を作成しております。必要な場合は、環境課までお問い合わせください。

### 手作り看板、チラシ





**動物の遺棄、動物への虐待は、犯罪です!**

※動物の養護及び管理に関する法律が改正され、罰則が強化されました。

**殺傷は**  
2年以下の懲役  
または200万円以下の罰金  
改正後  
5年以下の懲役  
または500万円以下の罰金

**発見したら、110番!!**

**遺棄・虐待は**  
100万円以下の罰金  
改正後  
1年以下の懲役  
または100万円以下の罰金

**動物は責任を持って最後まで飼いましょう!**

福岡県保健医療介護部生活衛生課・筑紫保健福祉環境事務所(筑紫保健所)  
那珂川市 環境課

遺棄、虐待のチラシ、看板

<遺棄・虐待に関する法律と罰則>

「動物愛護及び管理に関する法律」第 44 条に規定されています。

●動物を捨てることは犯罪です!

“動物の愛護及び管理に関する法律”に“愛護動物を遺棄したものは、百万円以下の罰金に処する”と規定されています。

●動物の健康を損なうような飼い方も罪に問われます!

みだりに給餌や給水をやめたり、病気や怪我の状態で放置したり、糞尿が堆積するなど不衛生な場所で飼育するなどの行為は虐待となり、百万円以下の罰金に処されます。

また“愛護動物をみだりに殺したまたは傷つけた者は、5年以下の懲役または五百万円以下の罰金に処する”となっています。

途中で飼えなくなって捨てる。お金がないから体調が悪くなくても動物病院に連れていけない、などということの無いよう最期まで責任をもって飼えるのか自問し、少しでも不安が残るときには無理して飼わないという選択をすることも大切です。

## 【12】「まちなねこ活動支援」

市役所環境課には犬や猫などの愛護動物に関する苦情・相談が多く寄せられていますが、特に猫に関する苦情・相談は犬に比べて2倍近くになっています。猫に関する相談の多くは、飼い主のいない猫に関するものです。那珂川市では、その地域の住民が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの生を全うさせ、地域から野良猫を減らしていく環境美化のため取り組みを目的とした「まちなねこ活動（地域猫活動）」の推進に力を入れています。

飼い主のいない猫による問題の有効な解決方法の一つであるまちなねこ活動への理解が深まり、地域に浸透するための実現に向けた一歩になるよう「まちなねこ支援活動」ガイドラインを作成しました。





# まちなねこ活動ってどんなことをすればいい？



## 地域住民

- 猫のお世話
- 活動を把握する



## ボランティア

- 猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、猫のリターンの支援
- 新たな飼い主を探す支援
- 地域の理解を得るための周知

## 行政

- どうぶつ基金の申請
- さくらねこ活動の普及啓発
- 手術のための保護器貸出
- 猫よけ器の貸出

## 不妊去勢手術の支援はあるの？

### <飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度>

那珂川市では、市民の快適な生活環境を確保するため、飼い主のいない猫不妊去勢手術費に対して補助を行っています。補助金の交付対象者は、18歳以上の那珂川市内に住所を有する人で、下記の指定動物病院に猫を持参して手術をうけさせることができる人が対象となります。

補助金についてのお問い合わせは、那珂川市環境課の窓口へご相談ください。

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度の詳細は、市のホームページをご確認ください。

|            |                  |                   |
|------------|------------------|-------------------|
| ✿ メイプル動物病院 | 那珂川市中原 3 丁目 25   | 電話番号 092-952-1616 |
| ✿ むく動物病院   | 那珂川市西隈 1 丁目 12-2 | 電話番号 092-408-2096 |
| ✿ こばやし動物病院 | 那珂川市片縄 3 丁目 33   | 電話番号 092-951-0077 |
| ✿ そら動物病院   | 那珂川市観晴が丘 15-18   | 電話番号 092-555-6663 |



### <どうぶつ基金（さくらねこ無料不妊手術事業）>

どうぶつ基金では、1匹でも多くの猫に不妊手術を施すことが殺処分ゼロを実現するもっとも有効な手段と考え、さくらねこ無料不妊手術事業を行っています。この事業は、飼い主のいない猫の問題を殺処分ではなく、不妊手術（TNR）によって解決しようとする行政や、ボランティアさんを応援する事業です。

お問い合わせは、那珂川市環境課の窓口へご相談ください。

さくらねこ無料不妊手術事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

公益財団法人 どうぶつ基金

(URL : <https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/campaign-latest/>)



### <あすなろ猫事業>

あすなろ猫事業とは、殺処分される不幸な猫を減らすため、また飼い主のいない猫と共生を目指す地域活動を支援するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援を、福岡県獣医師会で行っている事業です。

あすなろ猫事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

公益社団法人 福岡県獣医師会 いのちをつなぐ委員会 ふくおかの猫と犬

(URL : <https://fukuoka-neko.com/asunaro/asunaro.html>)

～那珂川市内動物病院～

|            |                  |                   |
|------------|------------------|-------------------|
| ✿ メイプル動物病院 | 那珂川市中原 3 丁目 25   | 電話番号 092-952-1616 |
| ✿ むく動物病院   | 那珂川市西隈 1 丁目 12-2 | 電話番号 092-408-2096 |
| ✿ そら動物病院   | 那珂川市観晴が丘 15-18   | 電話番号 092-555-6663 |



### <飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業>

日本動物愛護協会では、「犬猫の殺処分低減活動」として、全国を対象に飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を助成しています。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

公益財団法人 日本動物愛護協会

(URL : <https://jspca.or.jp/joseikin.html>)



## まちなこ活動とは？

ノラ猫の問題を解決するには、地域の「猫を助けたい方」と「猫に困っている方」とがお互いに「餌やり以外の管理もする」「排除せず見守る」といった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められています。

まちなこ活動とは、地域住民の合意のもと、その地域にお住いの活動を行おうとする**住民（活動グループ）が主体**となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による**生活環境被害を軽減**しつつ、猫に**一代限りの生**を全うさせ、数年かけて地域からノラ猫を減らしていく**環境美化のための取り組み**です。

### まちなこ活動を始めるきっかけは・・・

#### 猫を助けたい・・・

- 猫がかわいそう
  - 自分では飼えないけど餌はあげたい
  - 不幸な猫が増えるのは防ぎたい
- etc・・・

※餌を与えるだけで不妊去勢手術をしなければ、子猫が生まれて、ノラ猫が増えてしまい、糞尿や鳴き声などの近隣トラブルがどんどん拡大していきます。



#### 猫に困っている・・・

- 庭や駐車場に糞尿をされて迷惑
  - 鳴き声がうるさい
  - ゴミを荒らされて迷惑
  - 子猫が生まれた・猫が増えた
- etc・・・

※猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされ、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられているため、行政機関では殺処分を目的とした捕獲、収容は行っていません。



### まちなこ活動で適正管理しながら減らそう

猫を助けたい方も困っている方も、まちなこ活動を始めませんか？  
まずは、地域の代表の方にご相談ください。  
行政機関も地域の活動をサポートします。



## 不妊去勢手術のメリットは？

繁殖制限には、数が増えないほかにも、猫にとってさまざまな良い効果が得られます。



オス

- ケンカによるケガの防止
- スプレーやマーキングの抑制
- ケガや病気の予防
- 尿の匂いの軽減

⇒おだやかに過ごすことができます



メス

- 発情がなくなり、鳴き声を抑制
- 妊娠、出産の身体的ストレスから解放
- 性感染症など病気の予防

⇒おだやかに過ごすことができます

## 猫ってどんな動物なの？

まちなこ活動を始めると、猫の生態・習性を知ることが重要です。

- 基本的には単独生活
- 1回に4～8匹出産  
年に2～4回出産可能
- 活動期間は朝と夕
- 縄張りを守る
- 本来は肉食動物
- 外にいる猫の寿命は3～5年くらい
- 生まれた子は定期的に移動
- やわらかい場所でトイレ
- 餌のあるところが生活拠点



### 【13】 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度

那珂川市では、市民の快適な生活環境を確保するため、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費に対して補助を行っています。

#### 補助対象者

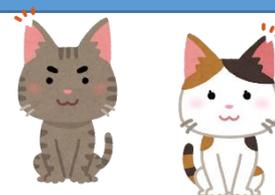
補助金の交付対象者は、18歳以上の那珂川市内に住所を有する人で、指定動物病院に猫を持参して手術を受けさせることができる人が対象となります。

#### 補助対象の猫及び対象手術

- おおむね生後6月以上の飼い主のいない猫。
  - 手術後は必ず耳先カット措置を実施します。
- ※対象猫が既に手術済みであることが判明したときも耳先カット措置を実施します。

#### 補助金の交付額

| 性別 | 補助単価（税込）*耳先カット含む |
|----|------------------|
| メス | 26,000円/頭        |
| オス | 16,000円/頭        |



※上記の補助金額を上限として交付します。

※開腹後に手術済みであることが判明した場合は、耳先カット措置は補助対象としますが、手術前に手術済みであることが判明した場合は、それまでに要した費用は補助対象となりません。

※手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬など）は補助対象となりません。

※補助金は、予算の範囲内で交付します。予算を超えて補助申請があった場合は、補助交付は終了となります。

#### 指定動物病院一覧 ※補助対象となる動物病院は下記の通りです。

| 動物病院名    | 住所            | 電話番号         |
|----------|---------------|--------------|
| メイプル動物病院 | 那珂川市中原3丁目25   | 092-952-1616 |
| むく動物病院   | 那珂川市西隈1丁目12-2 | 092-408-2096 |
| こばやし動物病院 | 那珂川市片縄3丁目33   | 092-951-0077 |
| そら動物病院   | 那珂川市観晴が丘15-18 | 092-555-6663 |

※上記の動物病院以外での手術は補助対象外です。

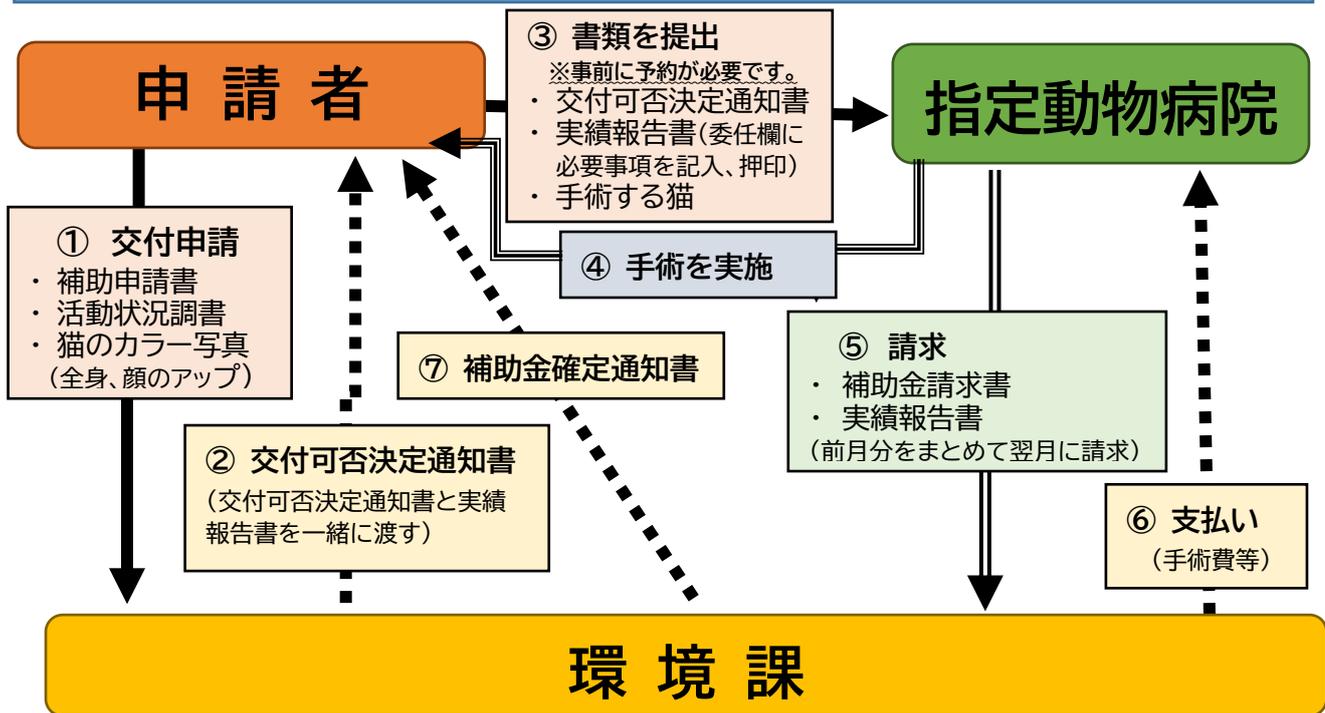
#### 《用語》

- (1) 飼い主のいない猫・・・野良猫（特定の飼い主がおらず、那珂川市内の屋外で生息している猫）
- (2) 不妊手術・・・卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいいます。
- (3) 去勢手術・・・精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいいます。
- (4) 耳先カット措置・・・不妊又は去勢手術済みであることを識別するために、猫の耳の一部（オスは右耳、メスは左耳）をカットする措置をいいます。

#### 申請時の注意点

- 一度に複数頭の申請はできません。
- 対象猫は手術終了後、終生にわたり飼養できる方に、無償で引き渡すように努め、終生にわたり飼養できない場合は元の生息場所に戻してください。

## 補助金交付の流れ（フロー図）



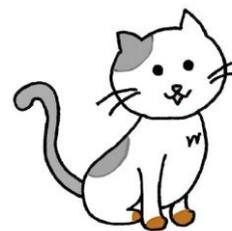
- ① 申請者は、申請書類『不妊去勢手術費補助申請書』（様式第1号）と『飼い主のいない猫給餌等活動状況調書』（様式第2号）を記入の上、手術前の猫のカラー写真（全身及び顔の拡大写真）を添付し、環境課に提出する。
- ② 環境課は、当該申請に係る調査等により補助金の交付の可否を決定し、『不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書』（様式第3号）と『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）を申請者に通知する。
- ③ 申請者は、『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）の委任欄に必要事項を記入し、押印の上、指定動物病院に提出する。
- ④ 申請者は、決定通知書に記載された有効期限までに、指定動物病院に『不妊去勢手術費補助金交付可否決定通知書』（様式第3号）を提示し、手術を行う。
- ⑤ 指定動物病院は、手術実施後に『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求書』（様式第6号）と『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書』（様式第5号）を添付し、原則、月単位でまとめ、前月分を翌月までに環境課に提出する。
- ⑥ 環境課は、当該請求に係る書類の審査等を行い、補助金の支給が適当と認めたときは交付の決定を行い、30日以内に当該補助金を指定された支払方法により交付する。
- ⑦ 補助金等の交付を決定したときは、すみやかに『飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付確定通知書』（様式第7号）を申請者に通知する。

### 【問い合わせ先】

環境課 生活環境担当 電話番号 092-953-2211（内線 182.184.185）

## 【14】猫の忌避方法

屋外に出る飼い猫や飼い主のいない猫(野良猫)による苦情が増えています。猫は身近な動物として愛されていますが、ときに不適切な飼養によって周囲の方の迷惑となり、嫌われる存在になってしまいます。猫苦情・相談の多くは「糞尿被害」に関するものです。猫が来ないようにするためには、「猫が好む場所」から「猫が嫌う場所」に変えることが効果的ですが、実際に行う場合、「どうすればいいのか」など悩んでしまいます。



そこで、インターネットなどで取り上げられている**猫の忌避方法**をまとめてみました。

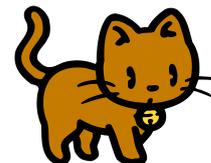
### 忌避剤

猫の嫌いな臭いや刺激性によって猫が近づきにくくする方法です。

- 雨や風で効果はだんだんと薄れます。効力を維持するために定期的に交換しましょう。
- 猫が臭いに慣れてくると効かなくなります。同じものを長時間利用するのではなく、時々種類を変える必要があります。
- 臭いがきついものや色が付いてしまうものもあります。
- あらかじめ、近所の人にも説明しておきましょう。

※化学薬品などは、化学物質過敏症など健康被害の誘因となる可能性があるので使用は控えてください。

(例)市販の忌避剤、香りの強いハーブなどの植物を植える、木酢液・竹酢液など、玉ねぎ、生にんにく、唐辛子、香辛料、米のとぎ汁、コーヒーかす、茶殻、かんきつ類、食用酢、ハッカ系のもの、どくだみの葉、重曹、タバコの吸殻水、塩素系漂白剤など。



### 構造物による忌避

出入り口や猫が休息する場所、猫が塀を飛び越える時に足場になる場所などに、猫が嫌がるものを置く方法です。

(例)水を撒く、枯れ枝、大きな石、松ぼっくり、目の細かい網、砂利(軽石)、トゲのある植物、地面を覆う植物、アルミホイル、灰などを撒く、トゲトゲシート、ネットや柵など。

### 物理的に追い払う方法

(例)水鉄砲、センサー感知式散水器、センサー感知式警戒音発生器、ブザー、超音波発生器など。

**※超音波発生装置については、那珂川市役所環境課でも15日間ですが、猫が不快に感じる超音波を発生させる「猫よけ器」の貸出しを行っております。猫による被害でお困りの方は、ご相談ください。**

[対象者]

- ①市内に住所を有する個人
- ②市内において、商業、工業その他の事業活動を行う事業者

\* 設置できる場所は、上記の対象者が所有または借用している那珂川市内の土地に限ります。



超音波発生装置

### ※留意事項

ここに記載した方法は比較的効果があると思われる方法ですが、猫の個体差などによって効果は異なり、絶対に効くというものではありません。また、一回で効くものでもありません。反復継続して行うことが大切です。

これらの方法を試される場合は、猫の侵入経路、通路、フン尿をする場所等を調べてから行うことで効果を上げることができます。

◎ 使用方法等につきましては、市役所環境課の窓口でリーフレットを作成していますので、お問合せください。

**猫は愛護動物ですので虐待にあたるような行為をしてはいけません。法律で罰せられます。**

## 【15】犬、猫等の死体処理

路上放置死体等、飼主不明のものは無料で処理しています。飼主があるものは1体につき、1,100円の処理手数料が必要です。

いずれも市の委託収集業者へ直接ご連絡ください。

|         |              |
|---------|--------------|
| 業 者 名   | 大永産業         |
| 電 話 番 号 | 092-953-0233 |



火葬・収骨を希望される場合、直接ペット霊園にご連絡ください。

|         |               |
|---------|---------------|
| 業 者 名   | エンゼルパーク       |
| 所 在 地   | 那珂川市大字埋金162-1 |
| 電 話 番 号 | 092-561-6249  |

|         |              |
|---------|--------------|
| 業 者 名   | アイドルヘブン      |
| 所 在 地   | 那珂川市大字上梶原815 |
| 電 話 番 号 | 0120-333-454 |

## 【16】ヘビを見かけたときの対応

|                    |                                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q:ヘビを見かけたら         | A:自然の生きものなので、市では駆除や捕獲等はありません。ヘビはしばらくすると別の場所に移動しますので、ヘビを見かけてもそっとしておきましょう。                                                                   |
| Q:ヘビを寄せ付けないために     | A:①ヘビは動物食ですので、ネズミなど、ヘビのえさとなるものを駆除する。<br>②草むらの柔らかい土の穴や木の根元、石垣の隙間などはヘビの隠れ家となるので、草刈りをしたり隙間や穴を埋める。<br>③人家への侵入は、隙間や穴を埋め、塀などを設置することで防ぐ。          |
| Q:ヘビを駆除もしくは退治したい場合 | A:①距離を取り、長い棒や石で追い払う。<br>②忌避剤を散布する。<br>③どうしても駆除したい場合は下記の駆除業者に依頼してください。ご依頼される際は有料となります。                                                      |
| Q:市内で見られるヘビについて    | A:市内で見られる主なヘビは、無毒であるアオダイショウやシマヘビ、有毒であるヤマカガシ、マムシです。むやみに近づくと咬まれる危険がありますので、近づかないようにし、絶対に素手で触らないようにしましょう。<br>※万が一マムシ等に咬まれた場合は早急に医療機関を受診してください。 |

市では駆除専門業者を紹介しています。直接業者へ連絡してください。

|         |                       |              |
|---------|-----------------------|--------------|
| 業 者 名   | 一般社団法人 福岡県ペストコントロール協会 | 福岡日東防疫株式会社   |
| 所 在 地   | 福岡市東区高美台2-15-5        | 春日市春日公園8-7-2 |
| 電 話 番 号 | 092-608-7103          | 092-574-0045 |

## 【17】ハト・カラス等の駆除

ハトやカラスなどの野生鳥獣は、鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）により、つぎのように保護が図られています。

### （1）捕獲の禁止

野生鳥獣は、原則として捕獲（殺傷を含む）が禁止されています。また、鳥類の卵の採取（損傷を含む）も禁止されています。

例外として、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害が生じている場合又は被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるとき、「有害鳥獣捕獲の許可」を受けた場合、捕獲ができます。

### （2）有害鳥獣捕獲の許可について

生活環境や農林水産物などの被害を及ぼしたとして有害鳥獣捕獲を目的とする場合は、許可を受けて鳥獣の捕獲をすることができます。

また、以下の場合にも、許可を受けて鳥獣の捕獲をすることができます。

- ・学術研究を目的とする場合
- ・特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
- ・希少鳥獣の捕獲や危険狩猟法での捕獲をする場合
- ・その他の特別な場合（職務上必要、傷病鳥獣の保護、公共施設等の展示など）

### （3）許可の窓口

有害鳥獣捕獲については、各市町村が窓口となります。

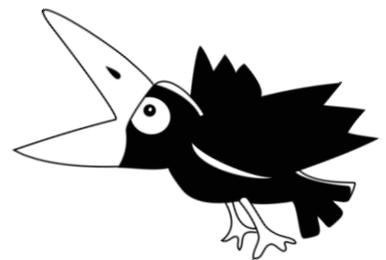
那珂川市の窓口：都市整備部 産業課農政担当 電話番号 092-408-9875（内線：670）

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>駆除してほしい場所が街中の場合</p>        | <p>ハトやカラスなどの野生鳥獣を捕獲したり、鳥類の卵を採取することは、法律で原則禁止されているため、原則的に駆除はできません。</p> <p>ただし、ハトやカラス、イノシシなどの有害鳥獣により生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害が生じている場合又はそのおそれがある場合において、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに限り、許可を受ければ例外的に捕獲することができます。</p> <p>そのために、市では許可を受け、被害防止のため、イノシシについて計画的に予察捕獲を行っていますが、中では、銃器や大型の箱わなによる捕獲は危険であり困難なため、捕獲は行っていません。</p> |
| <p>駆除して欲しい場所が自宅等個人の敷地内の場合</p> | <p>市では許可を受け、被害防止のため、イノシシについて計画的に予察捕獲を行っていますが、個人の敷地内における捕獲は原則として行っていません。</p> <p>ベランダなどにご自宅における生活環境被害については、カラス・ドバト等の小型鳥獣に限り、専門業者に依頼していただき捕獲することができます。その場合、専門業者が捕獲許可申請を行います。費用は、ご本人様の負担となります。</p>                                                                                                              |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電柱の上に鳥の巣を見つけたら | <p>鳥の巣で停電事故につながる可能性があります。<br/>         なお、停電事故の未然防止対策として、現場確認後に必要に応じて、撤去や残置等の対応を行います。<br/>         残置した場合、雛が巣立ちしたことを確認してから、巣の撤去を行いますのであらかじめご了承ください。<br/>         電柱に鳥の巣を見つけたら下記までご連絡をお願いします。</p> <p>●九州電力福岡南営業所<br/>         所在地 二日市西 1-6-5<br/>         電話番号 0120-986-207</p> <p>●NTT の電柱<br/>         緊急の場合、局番なしの113<br/>         携帯電話・PHS からは、電話番号 0120-444-1131<br/>         (九電柱と NTT 柱の見分け方は下記参照)</p> |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

市では駆除専門業者を紹介しています。直接業者へ連絡してください。

|         |              |
|---------|--------------|
| 業 者 名   | おかべ産業        |
| 所 在 地   | 福岡市東区        |
| 電 話 番 号 | 092-651-3302 |
| 業 者 名   | フェニックス防除     |
| 所 在 地   | 春日市          |
| 電 話 番 号 | 092-596-8178 |



### 九電柱とNTT柱の見分け方

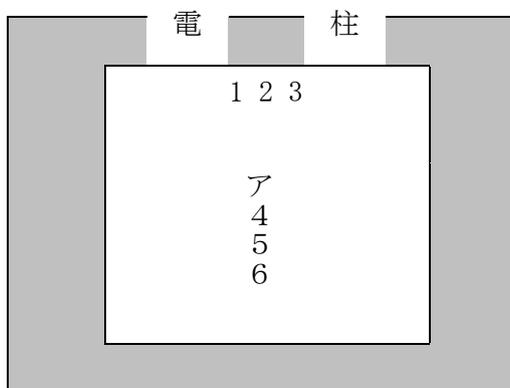
①プレートが1枚の場合（下の図のようなプレートのどちらかが付いています。）

左側のプレートが付いているのは九電柱、右側のプレートが付いているのはNTT柱です。

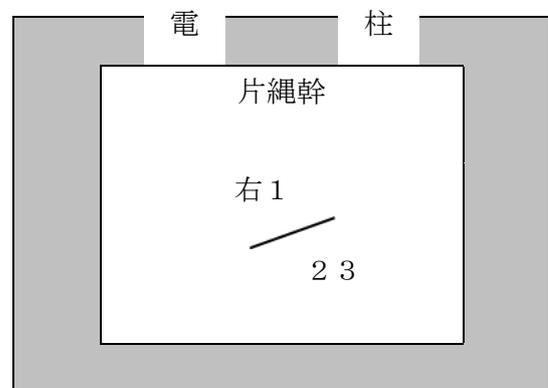
例

九電柱

NTT柱



電柱番号：1 2 3ア4 5 6



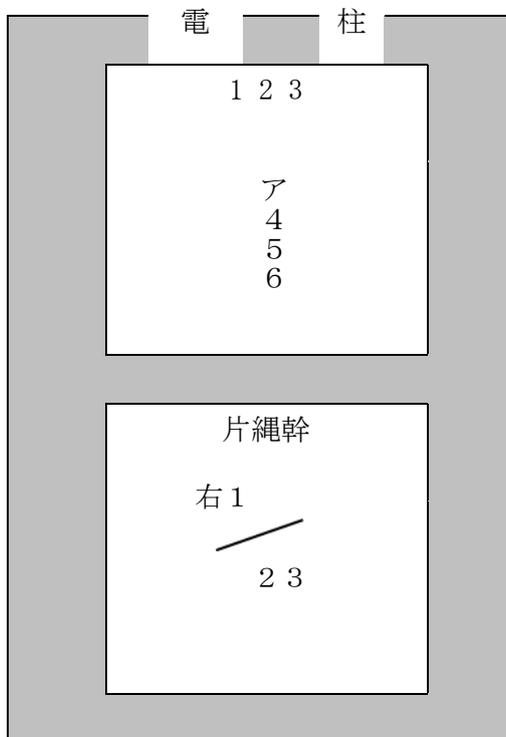
電柱番号：片縄幹 右1 / 2 3

②プレートが2枚の場合（電柱に下の図のように2枚プレートが付いている場合は、上についている方がその電柱の所有者となります。）左側は九電柱、右側はNTT柱となります。

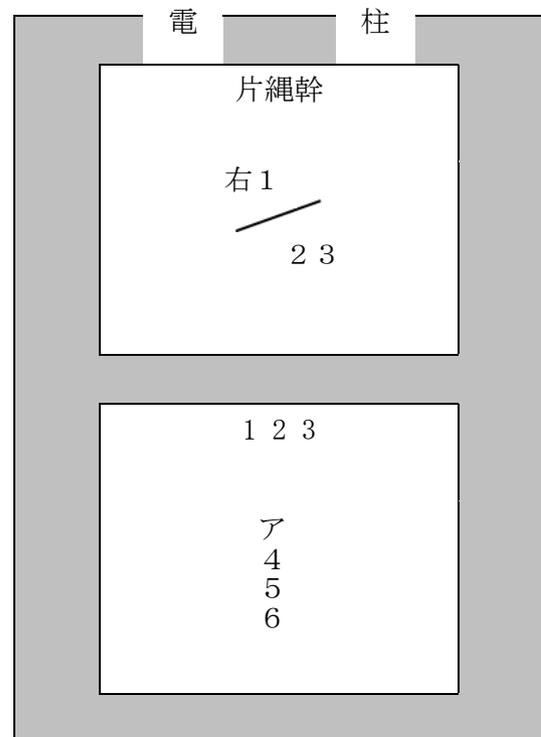
例

九電柱

NTT柱



電柱番号：1 2 3ア 4 5 6



電柱番号：片縄幹 右 1 / 2 3

### 【18】 傷ついた野生動物の保護

人が保護することによって、野生復帰が困難となると思われるものや野生復帰させることが適当でないものについては、保護の対象としていません。

#### ◆野鳥のヒナ、産まれて間もない幼獣

手を出さずに、そのまま見守ってください。ヒナの場合、車やネコ等が心配なときは、可能であれば近くの枝等、高いところにそっと置いてあげてください。

#### ◆農林水産業、生活環境に被害を与えるおそれ大きいもの

例：ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、イノシシ、ニホンジカ、イタチ

#### ◆外国産の動物で野生化し、昔からそこに住んでいた野生動物の生態や農林水産業に被害を与えているもの

例：アライグマ、ソウシチョウ、ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ（特定外来生物）※捨てられたペットが野生化し、人や自然環境に様々な被害を与えています。捨てることは絶対にやめましょう。

#### ◆感染症の疑いがあるもの

例：疥癬（毛が抜け落ちた状態）にかかったタヌキ、大量に死んでいる野鳥など

※ 野鳥の大量死については、最寄りの保健福祉環境事務所へご連絡ください。

★保護対象外

傷病鳥獣を発見したときは ～Q&A～

|                                  |                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>Q:弱った鳥を見つけたけどすぐ保護しなくていいの？</p> | <p>A:まず様子をみましょう。<br/>庭や公園等で傷病鳥獣を見つけたら、まずケガや衰弱の具合を見ることが大切です。野生動物はある程度のケガでも自然に回復するたくましさを持っています。むやみに手を触れたりせず、できるだけそっとしておいてください。<br/>自然の野山などでは、可哀想だと思っても、そのままにしておくことが、野生動物の生態系を守ることに繋がります。</p> |
| <p>Q:誰かが引き取りに来てくれるの？</p>         | <p>A:発見者の方に持ち込みをお願いしています。<br/>傷病野生鳥獣医療所では、治療に専念するため、持ち込みは、発見者の方に無理のない範囲で自主的に行っていただいております。詳細は下記の保健福祉環境事務所にお問い合わせください。</p>                                                                   |
| <p>Q:野生動物を保護したいけどどうすればいいの？</p>   | <p>A:保護する場合は以下のように扱きましょう。<br/>過度の心配は無用ですが、何らかの病原体を持っていることがあるので、手袋などをして触るか、触ったあとは手を洗って消毒しましょう。一時的に保護する際は、暖かくしてやると、より良いでしょう。<br/>※野生動物をそのまま飼いつけることはできませんのでご注意ください。</p>                       |
| <p>Q:保護した動物のその後の状況は教えてくれるの？</p>  | <p>A:受入後の状況についてはお答えできません。<br/>傷病野生鳥獣医療所は、ご協力いただいている施設の善意で運営されている面もあります。収容された動物の治療に専念するためにも、ご理解をお願いします。</p>                                                                                 |
| <p>Q:野鳥のヒナを見つけた場合どうしたらいいの？</p>   | <p>A:野鳥のヒナは拾わないでください。<br/>ヒナを見つけたときは、そのままにしてそっと離れましょう。近くに姿が見えなくても、人がいなくなれば親鳥はヒナの元へ戻って世話をします。</p>                                                                                           |

|                             |                                                                      |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <p>連絡先<br/>所在地<br/>電話番号</p> | <p>筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課<br/>大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎内<br/>092-513-5611</p> |
| <p>業者名<br/>所在地<br/>電話番号</p> | <p>福岡市動物園<br/>福岡市中央区南公園1-1<br/>092-531-1968、092-521-2556</p>         |



## 【19】蜂の苦情

●蜂類（蜜蜂・スズメ蜂他）が自宅に巣を作っている。駆除方法。

市では駆除専門業者を紹介している。業者によって金額が違うので直接、電話でお尋ねください。



| 業者名        | 所在地    | 電話番号          | 項目         |
|------------|--------|---------------|------------|
| (有)宰府商会    | 太宰府市   | 092-924-7999  | 蜂関係        |
| BoooN（ブーン） | 福岡市早良区 | 092-831-3170  | 蜂関係        |
| おかべ産業      | 福岡市東区  | 092-651-3302  | 蜂・イタチ・害虫   |
| フェニックス防除   | 春日市    | 092-596-8178  | 害虫・ネズミ・イタチ |
| 第一レッカーサービス | 福岡市南区  | 080-1719-0983 | 蜜蜂専門       |
| FX 建築工房    | 那珂川市今光 | 090-3660-6111 | 蜜蜂専門       |
| 蜂屋のサカイ     | 福岡市西区  | 0120-41-8355  | 蜂関係        |

## 【20】特定外来生物

《外来種とは》

外来種とは、もともとその地域にいなかった生物のうち、国内、海外を問わず他の地域から人間の活動によって持ち込まれたものです。

一方で、その地域にもとから生息・生育していた生物を「在来種」と言います。

《どんな問題があるの？》

### ①生態系への被害

在来生物を捕食したり、在来生物の生息・生育環境や餌を奪います。

### ②人体への被害

動物であれば、人を噛んだり刺したりします。中には毒を持っているものもあります。また、病気を媒介したり、食中毒の原因となるものもあります。植物であれば、花粉症の原因となるものもあります。

### ③経済・産業への被害

農林水産物を食べたり、畑を荒らしたりします。中には、水道管を詰まらせ、通水障害を引き起こすものもあります。

### ④生活環境への被害

糞尿による問題や、直接悪臭や水質汚染の原因になるものもあります。また、衣類や食品の食害を引き起こすものがあります。



私たちにできること・・・

外来種による被害を、これ以上拡げないために、みんなで具体的な行動を!!

私たち、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の3原則を守る必要があります。

**入れない** 悪い影響を及ぼすかもしれない外来種をむやみに入れない

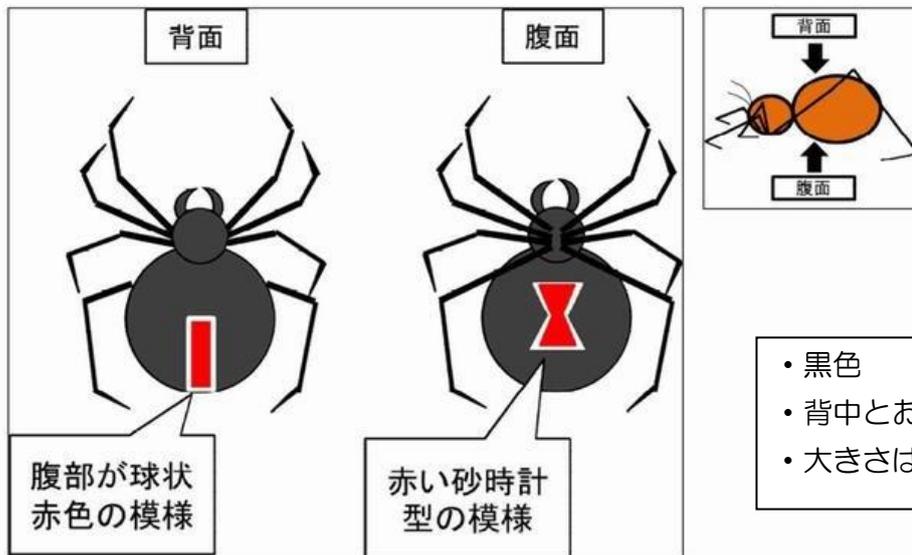
**捨てない** ペットとして飼っている外来種を自然のなかに捨てない

**拡げない** 自然のなかにいる外来種をほかの地域に拡げない

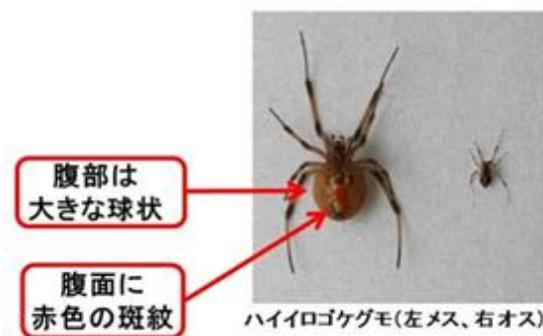


### (1) セアカゴケグモ

オーストラリア原産。成熟した雌の体長は約0.7~1 cm。全体が黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。毒を有するのは雌のみで、雄は無害である。



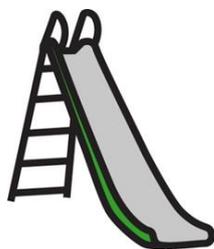
### ◎見間違いやすい別種のクモ (ハイイロゴケグモ)



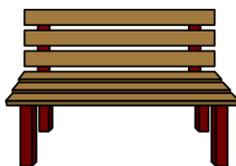
- 茶色、灰色、黒色など個体によって違う
- おなかにの模様
- 大きさは約 10mm (メス)

## I. セアカゴケグモの生息場所

セアカゴケグモは「すきまや、物陰になる狭いところ」「屋外のあたたかいところ」を好みます。



階段のすみ、すべり台の裏側



ベンチの下



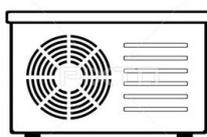
側溝のふた（グレーチング）の裏



外に置いてる靴や



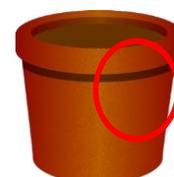
窓枠の下



エアコンの室外機の下



ホースリールの下



サンダルの中

植木鉢のふち

## II. 万が一かまれたら

※症状はさまざまですが、重症になることはありません。ただし、小さい子ども、お年寄り、アレルギー体質の方は、注意が必要です。重症化した場合は、息苦しさ、汗が出る、はき気、血圧が上がるなどの症状があります。

- ①かまれた部分を水で洗い、氷で冷やします。
- ②針で刺したように痛み、赤く腫れます。
- ③様子を見ながら、病院で診察を受けてください。



※ かまれたクモを殺し、袋に入れて病院に持って行くと、診断しやすくなります。

## III. かまれないために

- ・庭の手入れや掃除をするときは、肌を出さない、素手で触らない。
- ・屋外に出っぱなしにしている靴やサンダルを履くときは、中にクモが入っていないか必ず確認してください。



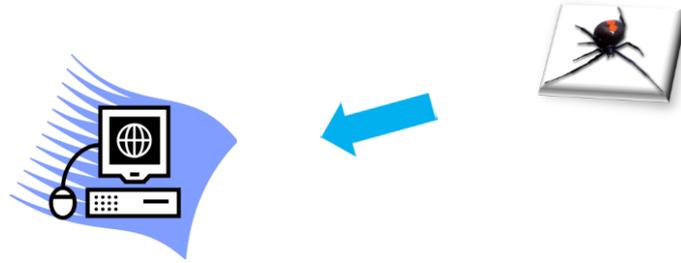
## IV. 殺虫するには

- ・市販の殺虫スプレーをかけるか、踏みつぶします。
- ・卵のうは、はしでつまんでビニール袋に入れて、殺虫スプレーをかけてください。

## V. 発見したら

- ① 直接さわらないことだけは注意して、できるのであればその場で駆除しましょう。
- ② その後すぐに市役所環境課にご連絡ください。
- ③ 駆除したら、ビニール袋に死骸を入れて、市の職員にお渡しください。
- ④ その後、周辺を市職員が調査し、別のセアカゴケグモがないか確認します。

- ⑤ 調査データ作成の為、発見された方のご連絡先を伺うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ クモの死骸は保健所にて、セアカゴケグモであるか、別種の生物であるかを判定いたします。
- ⑦ 調査が終わりましたら、これらのデータは那珂川市のホームページ上に公開いたします。



## (2) ヒアリ

ヒアリは南米原産。体長 2~6mm ほどの小さな赤茶色のアリです。刺されると火傷のような激しい痛みが生じます。

人体への被害等を及ぼすことから、外来生物法により「特定外来生物」に指定されたおり、中国、オーストラリアや北米などでは既に定着しています。

### ヒアリの特徴

写真=環境省提供

・アルカロイド系の毒  
 ・刺されると赤く腫れて膿胞ができる  
 ・体質によってはアナフィラキシーショック

### 福岡県での対応

#### 県民からの情報

- ・発見場所 (港湾or住宅地\*)
- ・大きさ (2.5~8mm)
- ・色 (赤茶色)
- ・巣 (アリ塚の有無)

#### 地方自治体での確認

- ・大きさ (2.5~8mm)
- ・触覚の節の数 (10節)
- ・触覚の先端の形 (棍棒状のものが2節)
- ・前伸腹節 (トゲなし)
- ・腹柄節 (2節)

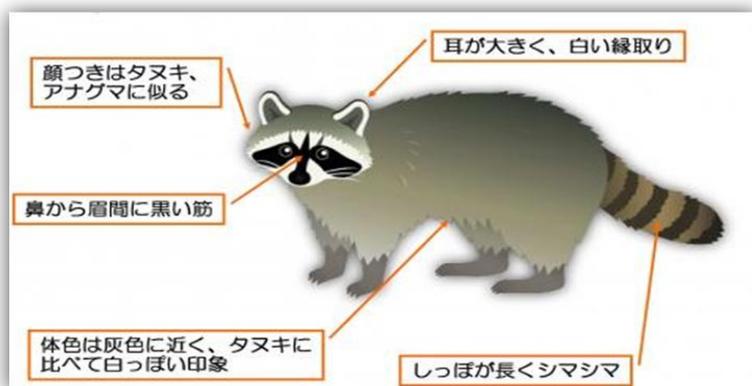
ヒアリであれば  
 九州地方環境事務所

|    | トフシアリ | イエヒメアリ | アズマオオズアリ |
|----|-------|--------|----------|
| 軽度 |       |        |          |
| 中度 |       |        |          |
| 重度 |       |        |          |

\* 在来アリは200種類以上であり、赤いアリも多く生息している。住宅地への侵入の可能性は非常に低いと考えられるが、心配な場合は、市町村または保健福祉環境事務所に連絡し、死んだ個体が写真を送付する

### (3) アライグマ

北アメリカ原産。体重 4~10 数kg、頭胴長 41~60 cm、尾長 20~40 cm。白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で 4~7 の輪模様を尾を持つ。ペットとして人気種となり流通したが、飼育が難しいことから遺棄されるケースも多い。



#### 《生息》

- 野外での寿命は 5 年、メスは満 1 歳から出産可能で、4 月~6 月に平均 3~4 頭の子どもを産みます。
- 夜行性で昼間は暗い所に隠れています。

#### ●被害状況

在来の生物を捕食することによる生態系への被害や、畑などに侵入して農作物を食い荒らす農業被害、住居や伝統建築物に侵入し傷などをつけるなどの生活被害が全国で発生しています。

### (4) オオキンケイギク

## オオキンケイギク

#### ■特徴

30~70cm

花びらの先が分かれる

葉の縁はなめらか

- 多年生草本
- 花期5~8月
- 刈り取りに強い
- 種子数が多い
- 埋土種子寿命 2~13年

#### キバナコスモス

小葉が5~7つに分かれる

#### ハルシャギク

花の中央が暗赤褐色

#### マリーゴールド

葉の縁がギザギザ

花びらの先は分けない

## ●見分け方

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 花         | 小花が集まった頭状花で、直径 5~7cm。花びら（舌状花）はオレンジ色で、先は不規則に分かれます。八重咲きの品種もあります。 |
| 種子（果実）    | 扁平で翼があります。ひとつの頭状花からたくさんの種子ができて、飛び散ります。                         |
| 茎葉        | 葉の柄は短く、多くの場合、対になっています（対生）。                                     |
| 根生葉（根元の葉） | 生えはじめは細長いへら状で、成長が進むにつれ、3~5枚の小葉に分かれます。花時には枯れていることもあります。         |
| 開花期       | 5~7月。暖かい地域では、5月初旬に咲きはじめます。                                     |
| 結実期       | 6~9月。群落が満開の頃には、すでにたくさんの種子ができています。                              |

## ●駆除方法

### ①根から引き抜く

根元から株ごと引き抜きましょう。多年草なので、根が残るとまた生えてきます。

### ②袋に入れて枯らせる

種子や根を落とさないように袋を密閉して、枯らしてください。

### ③燃えるごみとして出す

自治体のごみ処理方法にしたがって処理してください。



## 駆除するときに気をつけること

### 種子を落とさない

**種子は土中で何年も生き残る**  
地面に落とさないようにしましょう。種子をつける前の花の咲き始めまでに駆除するのが一番良いです。

### 継続的に駆除する

**根絶に時間がかかります**  
駆除した後も根や種子が残っているため、翌年も生えてきます。毎年根気よく続けることが効果的です。

## (5) ケシの花

けしの仲間（ケシ属植物）は、春から夏にかけて色あざやかで美しい大きな花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。

しかし、**けしの仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。**これらは、外観の特徴から、園芸用のけしと区別できます。けしの仲間を正しく見分けましょう。



## 《見分け方》

### 植えてはいけないケシ



| 植物の種類             | 草丈 (cm) | 葉の色      | 葉の特徴                                                                                                        | 毛                                                                                          | 花                                                                                                                                               |
|-------------------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケシ<br>(ソムニウム種)    | 100~160 | 白味を帯びた緑色 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふちが不規則なぎざぎざ</li> <li>・葉の切れ込みが浅い</li> <li>・茎上部の葉は茎を抱き込む</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毛が少ない</li> <li>・葉の裏の主脈やつぼみの下の茎にあることがある</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 8~12cm</li> <li>・一重咲きは花びら 4 枚、八重咲きがある</li> <li>・色は赤、桃、紫、白など</li> <li>・花びらの基部に斑点があるものもある</li> </ul> |
| アツミゲシ<br>(セリゲルム種) | 50~100  | 緑色       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふちが不規則なぎざぎざ</li> <li>・葉の切れ込みがやや深い</li> <li>・茎上部の葉は茎を抱き込む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉の裏の主脈やつぼみの下の茎にあることがある</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 6~8cm</li> <li>・花びら 4 枚、</li> <li>・色は薄紫、赤など</li> <li>・花びらの基部に斑点があるものもある</li> </ul>                 |
| ハカマ<br>オニゲシ       | 60~100  | 濃い緑色     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥の羽のような(羽状)切れ込みがある</li> <li>・花の真下に苞葉がある</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体が白く硬い毛で覆われている</li> <li>・つぼみの表面の毛は寝ている</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 9~12cm</li> <li>・花びら 4~6 枚、</li> <li>・色は深紅</li> <li>・花びらの基部に黒紫の斑点がある</li> </ul>                    |

### 植えてもよいケシ



| 植物の種類          | 草丈 (cm) | 葉の色  | 葉の特徴                                                                                       | 毛                                                                                           | 花                                                                                                                                              |
|----------------|---------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オニゲシ           | 50~100  | 濃い緑色 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥の羽のような(羽状)切れ込みがある</li> <li>・花の真下に苞葉がある</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体が白く硬い毛で覆われている</li> <li>・つぼみの表面の毛は立っている</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 9~12cm</li> <li>・花びら 4~6 枚、</li> <li>・色は橙~朱色</li> <li>・花びらの基部に黒紫の斑点があるものもある</li> </ul>            |
| アイランド<br>ポピー   | 70~80   | 緑色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・深い切れ込みがある</li> <li>・菊の葉に似ている</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体が粗い毛で覆われている</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 7~8cm</li> <li>・花びら 4 枚</li> <li>・色は赤、桃、橙、黄、白など</li> <li>・ケシ属には珍しく黄色の花がある</li> </ul>              |
| ヒナゲシ<br>(虞美人草) | 50~80   | 緑色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・深い切れ込みがある</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体が細かい毛で覆われている</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 6~8cm</li> <li>・一重咲きは花びら 4 枚、八重咲きがある</li> <li>・色は紅、橙、桃色など</li> <li>・花びらの基部やふちが白色のものもある</li> </ul> |
| ブルーポピー         | 50~120  | 緑色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ込みがあるものもないものがある</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体が粗い毛で覆われているが毛が少ないものもある</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ径 5~15cm</li> <li>・花びら 4~9 枚</li> <li>・色は青~青紫</li> </ul>                                            |

|  |  |  |  |  |                   |
|--|--|--|--|--|-------------------|
|  |  |  |  |  | ・白、紫、紅紫の花が咲くものもある |
|--|--|--|--|--|-------------------|

\*発見したら、以下の窓口に連絡ください。

|          |                                       |                                            |
|----------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| ヒアリ      | 筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課<br>市民生活部 環境課 生活環境担当 | 企画指導係                                      |
| オオキンケイギク |                                       | 電話番号 092-513-5610                          |
| セアカゴケグモ  |                                       | 電話番号 092-953-2211                          |
| ケシ       | 筑紫保健福祉環境事務所<br>春日警察署                  | 電話番号 092-513-5581 (代)<br>電話番号 092-580-0110 |
| アライグマ    | 都市整備部 産業課 農政担当                        | 電話番号 092-408-9875                          |

## 【21】その他

### (1) はみ出し樹木

道路上にはみ出した樹木の伐採をお願いします。

私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車などの通行に支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守りはみ出した樹木の伐採にご協力をお願いします。



### 〈チラシ〉

**危険です!**

**道路や隣地への  
はみ出し樹木**

道路や隣地にはみ出した樹木及び庭木・雑草は、車と歩行者の「交通安全・地域防犯」また、越境しての隣地へのはみ出しは日常生活に支障を及ぼす原因となり、事故等につながる危険性があります。つきましては、そのような樹木のせん定、雑草の刈取りをお願いします。

● ● 区

※市では、道路や隣地へのはみ出し樹木のチラシを作成しております。必要な場合は、環境課までお問い合わせください。

※高枝切りバサミの貸し出しを行っていますので、必要な場合は、建設課管理担当まで問い合わせください。



#### 〈問い合わせ先〉

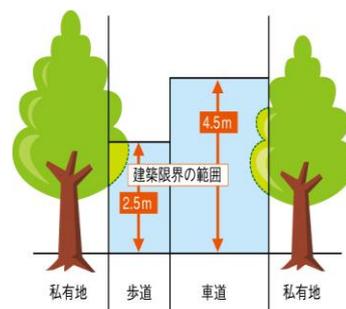
那珂川市地域整備部 建設課管理担当  
電話番号 (代表) 092-953-2211 (内線 674)  
電話番号 (直通) 092-408-7842

## ●建築限界とは

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5m、歩道の 2.5m の範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。

### ※ご注意

私有地の生垣や庭木等からの倒木や道路上に張り出した枝の落下等により、通行中の歩行者や車両等が損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。



## ●ご自身で剪定を行うのが難しい場合

造園業者等に依頼してください。簡易な剪定については「シルバー人材センター」でも行っています。

## (2) 河川の清掃活動

### 【目的】

那珂川市内に位置する川の清流をよみがえらせる為、地域住民の自主的活動によりその実現を計るとともに、運動の幅広い展開を行うために諸団体と交流を計り、各種環境の学習、啓蒙を行い、川の美化推進を計ることを目的としています。

### 【主な活動】

- 鮎の稚魚放流（4月）
- 那珂川・梶原川の清掃（7月・海の日）
- ふくおか川の清掃（10月）



鮎の稚魚放流（4月）



那珂川・梶原川の清掃（7月・海の日）



〈問い合わせ先〉

4. 那珂川市環

川を住民の手で美しくする会 事務局  
公益社団法人 那珂川市シルバー人材センター内  
住 所 那珂川市上梶原1-2-2  
電話番号 092-953-4165

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第7条—第9条)
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第10条—第17条)
- 第4章 環境審議会(第18条—第20条)
- 第5章 雑則(第21条)
- 附則

前 文

那珂川市は自然環境に恵まれており、那珂川の清流及びみどり豊かな九千部・脊振山系からなる南部一帯、市中央部に広がる田園地帯など、その豊かな自然は市の誇りとなっている。

一方、大都市に近いことから、廃棄物の不法投棄や公害、山林の無秩序な開発や農地の減少等、環境破壊の懸念は大きく、積極的な環境保全活動の取り組みを欠くことはできない。また、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化等地球規模での環境負荷となっており、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っている。

わたしたちは、良好な環境のもとで健康かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全及び創造しながら、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

ここに、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、互いに協力し、現在及び将来の市民が持続的に良好で豊かな環境を享受できる那珂川市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が良好で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、これが将来の世代に引き継がれていくよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を確保すること及び、日常生活や事業活動において環境への負荷を減らし、資源循環型社会の形成を目指すため、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。
  - 3 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、市、市民及び事業者が自らの問題と認識し、すべての事業活動と日常生活において推進しなければならない。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、市の施策の実施に伴う環境への負荷の低減を率先して実施しなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の発生抑制、野外焼却の自粛等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用、廃棄することによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、廃棄物の適正処理及び再資源化を推進し、資源が有効に利用されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うときは、自ら環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

### (施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、それぞれの施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を未然に防止し、市民が安心できる良好な生活環境の確保を図ること。
- (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進並びに日常生活、事業活動におけるエネルギー及び資源利用の在り方を見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に向けた取り組みを行うこと。
- (3) 生物の生息及び生態系、種の保存及び生物の多様性を確保するとともに、森林、河川等における多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて保全、創造し、人と自然の共生を確保すること。
- (4) 水とみどりを生かした良好な都市景観を整備するとともに、歴史的文化的資源の活用保全、地域の清掃美化、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、良好で快適な都市環境の形成を図ること。
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、那珂川市環境基本計画策定審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動計画の策定等)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて責務を果たせるよう、環境の保全及び創造に向けた具体的な行動を実行するための行動計画を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して講じた施策に関して年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が、地域及び地球上における環境問題の解決に向けた自主的、具体的な行動が促進されるよう、環境の保全と創造に関する教育、学習機会の提供及び広報活動の充実その他必要な措置を講じなければならない。

(住民活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者及び住民団体が自発的に行う地域清掃活動、資源回収に係る活動及びその他環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を継続的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の提供及び公開)

第14条 市は、市民及び事業者の環境に関する意識の向上を図るとともに、自主的な環境保全活動を推進するため、環境の状況その他環境に関する情報を適切に提供又は公開するように努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、市民及び事業者にかかわらず、その行為者に対して必要な規制の措置を講じることができるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に推進するため、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する事項の調査及び研究を実施するものとする。

(国等との協力)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第 4 章 環境審議会

(設置)

第 18 条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、那珂川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 19 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、11 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 関係行政機関の職員 1 人
- (3) 市民 4 人
- (4) 事業者を代表する者 1 人
- (5) 関係団体を代表する者 4 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 20 条 委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する

## 5. 那珂川市環境保全推進員設置規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の良好な生活環境を保全するとともに、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進するため、環境保全推進員(以下「推進員」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の環境美化活動の推進に関すること。
  - (2) 地域の古紙等集団回収及びリサイクル活動の推進に関すること。
  - (3) ごみの不法投棄防止の推進に関すること。
  - (4) 飼い主に対するペットのマナーアップの啓発推進に関すること。
  - (5) その他環境衛生に関する普及・啓発及び地域の有害な環境情報等に関すること。
  - (6) カーボンニュートラルの啓発推進に関すること。
  - (7) 地域住民からの意見、要望等の集約及び市との連絡調整に関すること。
- 2 推進員は、市が行う環境保全推進員会議に出席し、情報を提供し、要望及び意見を述べるとともに、地域住民に対して市の事業計画についての情報提供及び生活環境保全のための指導等を行う。

(委嘱及び任期)

第3条 推進員は、各行政区長の推薦により、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動報告)

第4条 推進員は、活動の状況その他環境保全の向上に関することについて、定期的に市長に報告するものとする。

(証票の交付)

第5条 推進員に対し、証票として、推進員証を交付する。

(活動謝金)

第6条 第3条の規定により委嘱された推進員に対し、予算の範囲内で活動謝金を支給する。

(活動に関する事務)

第7条 推進員に関する庶務は、環境課が行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進員設置に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則



## 6. 那珂川市市民憲章



わたくしたちのまち那珂川市は、那珂川にはぐくまれ、自然に恵まれ、かぎりなく発展するまちです。

わたくしたちは、この市の市民であることに誇りをもち、住みよいまちをめざし、ここに市民憲章をさだめます。

自然を大切にし  
水と緑の美しいまちをつくりましょう

きまりを守り  
助け合う心豊かなまちを  
つくりましょう

からだをきたえ  
健康で明るいまちをつくりましょう

勤労を尊び  
暮らし豊かなまちをつくりましょう

歴史遺産を守り  
文化の香りたかいまちを  
つくりましょう

(57. 3. 28 町民憲章 制定)

